

琉球大学 QUEST 基金 国際交流支援事業
令和 6 年度 第 2 回短期交換留学（協定派遣）奨学金 募集要項

1 趣 旨

琉球大学（以下「本学」という。）は、本学と学生交流協定を締結している外国の大学に交換留学する学生に対し、給付型奨学金及び留学準備金（以下「奨学金等」という。）を支給することにより、学生の海外留学を促進するとともに、国際的な視野を有し、寛容で柔軟な思考能力を持ったグローバル社会で活躍できる人材の育成を図ることを目的として本事業を実施する。

2 応募要件

奨学金等に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含みますが、定住者は含まれません。）
- (2) 令和 6 年度 琉球大学短期交換留学（派遣）制度により派遣が決定している者（申請中の者も応募可とするが、選考については派遣が決定している者を優先とする。）
- (3) 申請時の通算 GPA3.00（理，医，工，農学部の学部学生は通算 GPA2.50）以上である者
- (4) 過去に本奨学金の支援を受けたことがない者
- (5) 短期交換留学（協定派遣）期間内に、他の機関から留学に関する奨学金等の支援を受けることがない者

3 支援内容

- (1) 奨学金月額（ただし、支給期間の上限は 11 か月とする。）

- ・甲 地 域：8 万円
- ・乙 地 域：7 万円
- ・丙 地 域：6 万円

※地域区分は別表「国・地域区分一覧」を参照のこと

- (2) 留学準備金 16 万円（定額）

生計維持者の所得金額の合計が次の金額である場合に「留学準備金」を支給する。

- ・給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込）が 300 万円以下
- ・給与所得以外の所得を含む世帯：年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

4 給付予定者数

原則として年間 35 名程度とする。ただし、予算の都合により変更になる場合がある。

5 申請書類

奨学金等の受給を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 短期交換留学（協定派遣）奨学金申請書（別紙様式 1）
- (2) 短期交換留学申請時の通算 GPA が記載された成績表（部局間交換留学採用者のみ）
- (3) 家計基準確認用チェックリスト（留学準備金受給希望者のみ。所得証明書等を併せて提出すること。詳細は、別紙「留学支援金申請に係る家計基準確認資料の提出について」家計基準等確認用チェックリストを参照。）

6 申請期限

各学部等から学生部国際教育課への申請期限：令和6年10月31日（木）
各学部等により申請期限が異なるため、申請希望者は所属学部にて確認すること。

7 申請書類提出先

申請書類は、申請者が所属する学部等に提出することとする。

8 選考及び結果の通知

選考は、琉球大学グローバル教育支援機構国際教育専門委員会の議を経て、学長が行う。選考結果については、学長から学部等を経由し、申請者に通知する。

9 報告書の提出

受給者は、原則として帰国後1か月以内に、留学報告書（別紙様式2）及び派遣先大学からの成績証明書（写し）を学生部国際教育課に提出すること。

10 遵守事項

奨学金等受給決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 短期派遣留学期間中は、原則として支給対象月の5日までに、在籍確認書 兼 奨学金請求書（別紙様式4）を学生部国際教育課に提出すること。
- (2) 提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに理由書（様式任意）を添えて学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、学長に提出するものとする。
- (3) 大学行事等において留学報告の機会がある場合には、積極的に報告を行うこと。

11 奨学金等の支給

- (1) 留学準備金の支給は、支給申請書（別紙様式3）及び派遣先大学からの入学許可書（写し）を学生部国際教育課が受理した上で行う。奨学金の支給は、在籍確認書 兼 奨学金請求書（別紙様式4）を学生部国際教育課が受理した上で行う。
- (2) 留学開始月及び留学終了月の留学日数が8日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しない。
- (3) 支給対象月において、全期間にわたり派遣先国・地域に不在のとき、及び支給対象月に在籍確認が取れなかったときは、いずれの場合も奨学金を支給しない。

12 奨学金等支給の取消

受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金等の支給を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に虚偽があった場合
- (2) 提出すべき書類が期限内に提出されなかった場合
- (3) 休学又は長期欠席した場合
- (4) 遵守事項に定める義務を怠った場合
- (5) 訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- (6) 修学状況等が著しく不良であると判断された場合
- (7) 前各号にかかげるもののほか、受給者としての資格・要件を欠くに至った場合

1 3 奨学金等の返還

奨学金等受給決定者が留学を辞退した場合又は前述の取消事由により奨学金等の支給を取り消された場合は、受給した奨学金等の全額又は一部を返還しなければならない。